

## 海外販路開拓・拡大支援事業費補助金交付要綱

令和 5 年 4 月 1 日

商工観光労働部企業振興課

### (趣旨)

第 1 条 県は、意欲的に海外展開活動に取り組む県内事業者を支援することにより、海外との取引を開拓・拡大させ、外貨を稼ぐ企業を育成し、本県経済の活性化を図るため、予算で定めるところにより、自立的に海外販路開拓・拡大に取り組む県内事業者に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規に海外展開に取り組む事業者 対象国を問わず自社製品等の輸出実績が 3 年未満であって、海外販路開拓・拡大支援事業費補助金（以下「本事業費補助金」という。）及びものづくり企業海外販路拡大・支援事業費補助金（以下「前事業費補助金」という。）の交付実績がなく、かつ、対象国を問わず 3 年以内に自社製品等の輸出を目的とした国際展示会・商談会・物産展等への出展歴がない事業者のことをいう。
- (2) 既存の海外展開を拡大させる事業者 本事業費補助金で活動を実施する国に対する自社製品等の輸出実績が 3 年未満であって、本事業費補助金及び前事業費補助金の交付実績が 2 回未満の事業者のことをいう。

### (補助事業者)

第 3 条 第 1 条の補助金の対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 新規に海外展開に取り組む事業者又は既存の海外展開を拡大させる事業者であって、宮崎県内に本店若しくは主たる事業所を有し、かつ製造業を主として営むものであること。
- (2) 中小企業支援法（昭和 38 年法律 147 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (5) 構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）

に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める「風俗営業」及び同条第 5 項に定める「性風俗関連特殊営業」を営む者でないこと。
- (8) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助率等）

第 4 条 第 1 条の補助金の交付対象となる経費、補助率及び補助額は別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

（申請書に添付すべき書類）

第 6 条 規則第 3 条第 1 号の事業計画書の様式は別記様式第 1 号、同条第 2 号の収支予算書の様式は別記様式第 2 号によるものとする。

2 規則第 3 条第 4 号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条第 3 号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）  
（交付申請日から 3 か月以内のもの。写しでも可。）
- (2) 第 3 条第 4 号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第 3 号）  
（交付申請日から 6 か月以内のもの）
- (3) 第 3 条第 5 号に係る誓約書（別記様式第 4 号）
- (4) 法人にあつては履歴又は現在事項全部証明書、個人にあつては住民票（いずれの場合も、交付申請日から 3 か月以内のもの。写しでも可。）
- (5) 法人にあつては直近 2 期分の決算関係書類、個人にあつては確定申告書
- (6) 会社案内等会社の概要が分かる資料

（補助条件）

第 7 条 規則第 5 条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- (2) 知事が規則第 11 条及び第 12 条の規定により報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (3) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を

整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。

（4） その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げのできる期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30%以内の増減又は補助金額の30%以内の減とする。

（計画変更の承認）

第10条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- （1） 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき  
補助事業変更承認申請書（別記様式第5号）
- （2） 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき  
補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）
- （3） 補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき  
補助事業遅延等報告書（別記様式第7号）

2 知事は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ、交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（状況報告）

第11条 知事は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体等に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

（補助金の交付方法）

第12条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、この補助金の支払を請求しようとするときは、「海外販路開拓・拡大支援事業費補助金請求書（別記様式第8号）」を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- （1） 事業実績書（別記様式第1号）
- （2） 収支決算書（別記様式第2号）
- （3） 支出の事実を証明する書類（領収証等）

(4) 事業の実施を証明する書類（写真等）

- 2 第5条の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

（書類の提出部数等）

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式及び提出期限は、規則及びこの要綱に定めのあるものを除き、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係るものづくり企業海外販路開拓・拡大支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係るものづくり企業海外販路開拓・拡大支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の予算に係る海外販路開拓・拡大支援事業費補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	事業者区分	補助額※2又は補助率
<p>意欲的に海外展開活動に取り組む県内事業者が国際展示会・商談会・物産展等へ出展する際に要する次の経費</p> <p>(1) ブース出展料・会場借上料</p> <p>(2) 機器・設備等のリース料・レンタル料</p> <p>(3) 通訳料・翻訳料</p> <p>(4) 渡航費（旅費）</p> <p>(5) 展示品輸送費</p> <p>(6) 海外向け販促ツール作成費※1</p> <p>(7) 輸出向け商品開発費※1</p> <p>ただし、他の補助金等の補助対象経費となっている費用を除く。</p>	<p>(1) 新規に海外展開に取り組む事業者</p>	<p>(1) 補助率 3分の2以内</p> <p>(2) 補助上限額 25万円</p>
	<p>(2) 既存の海外展開を拡大させる事業者</p>	<p>(1) 補助率 2分の1以内</p> <p>(2) 補助上限額 20万円</p>

※1 国際展示会・商談会・物産展等への出展に係るものの場合に限る。

※2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

別記

様式第1号（第6条、第13条関係）

事業計画（実績）書

1 申請者概要

名称：	代表者職・氏名：
住所：	
業種：	

2 これまでの輸出実績等について

① 自社製品等の輸出実績（3年以上）
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり → 輸出製品（ ） 輸出先国（ ） 輸出額（※累計）（ ）
② 自社製品等の輸出を目的とした国際展示会・商談会・物産展等への出展実績（3年以内）
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり → 出展年度（ ） 展示会名（ ）
③ 本事業補助金の交付実績 （前身事業である「ものづくり企業海外販路開拓・拡大支援事業費補助金」を含む。）
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり → 交付年度（ ）

3 事業概要

事業者区分	<input type="checkbox"/> 新規に海外展開に取り組む事業者 <input type="checkbox"/> 既存の海外展開を拡大させる事業者
事業名	
具体的事業内容 ※事業実績書では実績を記載	

交付決定前に事業に着手する場合はその理由

事業実施スケジュール ※事業実績書では実績及び事業完了日を記載

当年度の成果目標（当年度の取引見込・目標を具体的数値を用いて記載すること）

※事業実績書では実績（商談や取引の内訳・詳細）を記載

【補助事業において実施した商談数（目標）】

【補助事業を実施したことによる取引成立件数（目標）】

波及効果（県内の生産・物流・販売等に期待される経済的波及効果を記載すること）

※事業実績書では実績を踏まえて期待される経済的波及効果を記載

## 4 事業経費

(単位：円)

	経費区分	総事業費	補助対象経費	補助申請額	積算根拠
1					
2					
3					
4					
5					
合計					

- ・ 経費区分については、別に定める「海外販路開拓・拡大支援事業費補助金募集要領（以下「募集要領」という。）の別表に定める補助対象経費を記載すること。
- ・ 補助対象経費の内容は「積算根拠」の欄に詳細に記載すること。

収支予算（決算）書

1 収入の部

区分	金額（円）	備考（内訳）
補助金		
その他		
合計		

2 支出の部

区分	金額（円）	備考（内訳）
合計		

年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住 所  
名 称  
代表者職・氏名

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住 所  
名 称  
フリガナ  
代表者職・氏名  
生年月日 年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、令和 年度海外販路開拓・拡大支援事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- 自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住 所  
名 称  
代表者職・氏名

令和 年度海外販路開拓・拡大支援事業費補助金に係る補助事業変更承認申請書

年 月 日付け で交付決定通知のあった上記の補助事業について、下記のとおり変更したいので、海外販路開拓・拡大支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更交付申請額 \_\_\_\_\_円

4 既交付決定額 \_\_\_\_\_円

5 添付書類

(1) 事業計画書（変更後）

(2) 収支予算書（変更後）

年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住 所  
名 称  
代表者職・氏名

令和 年度海外販路開拓・拡大支援事業費補助金に係る  
補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け で交付決定通知のあった上記の補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、海外販路開拓・拡大支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する 事業名

2 中止（廃止）する理由

年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住 所  
名 称  
代表者職・氏名

令和 年度海外販路開拓・拡大支援事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け で交付決定通知のあった上記の補助事業について、下記のとおり事故があったので、海外販路開拓・拡大支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する措置

（注）事故の理由を立証する書類を添付すること。

年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住 所  
名 称  
代表者職・氏名

令和 年度海外販路開拓・拡大支援事業費補助金請求書

年 月 日付け で額の確定の通知があった令和 年度海外販路開拓・拡大支援事業費補助金を下記のとおり交付されるよう、海外販路開拓・拡大支援事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

銀行名（支店名）	
口座番号	
預金の種類	
（フリガナ） 口座名義	（ ）

担当者	
連絡先	